

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（広報広聴課）	27
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	27
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	29
○道路の供用の開始……………（道路課）	29
総合振興局告示及び振興局告示	
○貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し……………	29
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	29

告 示	
北海道告示第714号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成22年10月26日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量	
平成22年度下半期電波媒体道政広報実施業務（道政広報レギュラー番組・テレビ）	24
回	
2 随意契約の相手方を決定した日	
平成22年9月30日	
3 随意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏 名 株式会社電通北海道	
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1	
4 随意契約に係る契約金額	
(1) 番組を制作する業務	320,000円
(2) 番組を北海道放送（HBC）に放送する業務	182,326円

(3) 番組を札幌テレビ（STV）に放送する業務	182,326円
(4) 番組を北海道テレビ放送（HTB）に放送する業務	182,326円
(5) 番組を北海道文化放送（u h b）に放送する業務	182,326円
(6) 番組をテレビ北海道（TVh）に放送する業務	142,326円
(7) 番組をジュピターテレコム札幌メディアセンター（J：COM札幌）に放送する業務	8,000円
(8) 番組を帯広シティケーブル（OCTV）に放送する業務	4,000円
(9) 番組を旭川ケーブルテレビ（旭川CATV）に放送する業務	3,150円
5 契約の相手方を決定した手続	
随意契約	
6 随意契約による理由	
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課	
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	

北海道告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年10月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成22. 8. 1	理 事	高 薄 渡	上川郡清水町南10条9丁目16番地1
同	同	同	安 曇 達 雄	同 清水町北1条2丁目18番地
同	同	同	石 川 俊 一	同 清水町字清水第6線100番地5
同	同	同	下 山 政 市	同 清水町字清水第4線44番地
同	同	同	森 松 三	同 清水町字下佐幌西1線121番地7
同	同	同	武 田 良 民	同 清水町字人舞2番地
同	同	同	佐 藤 榮	同 清水町字上然別西26線9番地6
同	同	同	宮 下 隆 男	同 清水町字熊牛70番地5
同	同	同	若 原 義 雄	同 清水町字熊牛41番地
同	同	同	田 中 敏 雄	同 清水町字美蔓西23線105番地
同	同	同	青 木 昇	同 清水町字御影北1線87番地の3
同	同	同	中 村 勝 則	同 清水町字御影190番地

就任	平成22. 8. 1	理事	山田均	上川郡清水町字羽帯南6線85番地	平成22年10月26日	
同	同	同	竹中勝	清水町字旭山168番地		北海道知事 高橋 はるみ
同	同	監事	堀俊一	清水町字熊牛44番地	1	解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
同	同	同	富田春市	清水町字旭山82番地	2	保安林として指定された目的 水源のかん養
同	同	同	渡辺範雄	清水町御影東2条南2丁目4番地1	3	解除の理由 道路用地とするため
退任	同 22. 7.31	理事	高薄渡	清水町南10条9丁目16番地1		（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）
同	同	同	安曇達雄	清水町北1条2丁目18番地		
同	同	同	石川俊一	清水町字清水第6線100番地5		
同	同	同	下山政市	清水町字清水第4線44番地		
同	同	同	森松三	清水町字下佐幌西1線121番地7		
同	同	同	武田良民	清水町字人舞2番地		
同	同	同	佐藤榮	清水町字上然別西26線9番地6		
同	同	同	宮下隆男	清水町字熊牛70番地5		
同	同	同	若原義雄	清水町字熊牛41番地		
同	同	同	田中敏雄	清水町字美蔓西23線105番地		
同	同	同	青木昇	清水町字御影北1線87番地の3		
同	同	同	中村勝則	清水町字御影190番地		
同	同	同	山田均	清水町字羽帯南6線85番地		
同	同	同	竹中勝	清水町字旭山168番地		
同	同	監事	堀俊一	清水町字熊牛44番地		
同	同	同	山本一治	清水町字旭山24番地		
同	同	同	渡辺範雄	清水町御影東2条南2丁目4番地1		
北海道告示第716号						
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（古舞地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。						
その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成22年10月27日から20日間、一般の縦覧に供する。						
平成22年10月26日						
北海道知事 高橋 はるみ						
北海道告示第717号						
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。						
北海道告示第718号						
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。						
平成22年10月26日						
北海道知事 高橋 はるみ						
1(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡佐呂間町（次の図に示す部分に限る。）						
の所在場所						
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備						
(3) 変更後の指定施業要件						
ア 立木の伐採の方法						
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。						
佐呂間町（次の図に示す部分に限る。）						
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。						
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。						
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。						
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。						
2(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡佐呂間町（次の図に示す部分に限る。）						
の所在場所						
(2) 保安林として指定された目的 魚つき						
(3) 変更後の指定施業要件						
ア 立木の伐採の方法						
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。						
佐呂間町（次の図に示す部分に限る。）						
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。						
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。						

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 常呂郡佐呂間町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第719号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年10月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年10月26日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 高 橋 はるみ
道道 当別浜益港線	石狩郡当別町字青山奥3771番4地先から同郡 当別町字青山奥二番川2296番1地先まで	供用開始の期日 平成22.10.26

総合振興局告示及び振興局告示

北海道石狩振興局告示第6号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成22年10月26日

北海道石狩振興局長 荒 川 剛

1(1) 住 所	札幌市中央区北6条西25丁目2番5号 第7サカイビルディング4F
(2) 商号又は名称	エス・エイチ・アイ・パートナーズ株式会社
(3) 氏 名	堺 一成
(4) 登録番号	北海道知事(2)石第02916号
(5) 登録取消年月日	平成22年10月18日
2(1) 住 所	札幌市白石区平和通2丁目南6番34号 エスカイア白石第二601号
(2) 商号又は名称	日本不動産ローン株式会社
(3) 氏 名	齊藤 健次
(4) 登録番号	北海道知事(1)石第03026号
(5) 登録取消年月日	平成22年10月18日

北海道石狩振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年10月26日

北海道石狩振興局長 荒 川 剛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1 台 (貨物兼乗用自動車 1 台と交換) 2 落札を決定した日 平成22年 8 月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北海道日産自動車株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条東 4 丁目 5 番地 1 4 落札金額 1,141,350円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年 7 月 6 日付け北海道石狩振興局告示第 5 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道石狩振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	
---	--